

「官民連携まちづくり推進協議会」規約

第1条（名称）

本会は、官民連携まちづくり推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

第2条（目的）

地方自治体の補完的な立場で地域再生に取り組む組織として、地方自治体が指定した「地域再生推進法人」等と自治体との官民連携を強化し、人口減少対策などの地域課題の解決や地域の活性化、生涯活躍のまちづくりなど、新しいまちづくりを行っていくことを目的とする。

そのために、地域再生推進法人等との連携強化や活動支援、地域・政策課題についての調査研究、会員間の情報共有、意見交換、連絡体制の強化を図っていくこととする。

第3条（事業）

協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報共有や情報交換
- (2) 会員相互の交流や意見交換
- (3) 地域課題等の調査・研究
- (4) 地域課題等の解決のための事業の企画や共同事業等の実施
- (5) 啓蒙や広報・情報発信活動
- (6) 地方創生人材育成等のための研修会・勉強会等の開催
- (7) 国や民間企業等との意見交換や事業の企画立案、国等に対する共同での要望・提言
- (8) その他、協議会の目的に資する事業

第4条（会員）

協議会は、会員及び賛助会員で構成する。

- (1) 会員は、協議会の目的に賛同する「地方自治体（担当職員等を含む）」、「地域再生推進法人（指定候補法人等を含む）」、「地域再生推進法人の運営に関わる法人」、「地域再生推進法人の会員や株主である法人」、「生涯活躍のまちの運営主体である法人（今後予定の法人・任意団体を含む）」等とする。
- (2) 賛助会員は、会員が紹介した地方自治体職員、地域再生推進法人の役職員、国の職員及び民間企業等とし、加入に当たって負担金等は不要とする。
- (3) その他、協議会の目的に賛同し、会議等への参加を希望する者は、オブザーバーとして参加することができる。
- (4) 会員・賛助会員への加入、オブザーバーの参加に際しては、世話人の了解、もしくは事務局の確認を得ることとする。

第5条（協議会の運営）

協議会は、地方自治体の会員の負担金等によって運営する。

- 2 負担金等は、年2万円とする。
- 3 年度中途の加入についても、原則年2万円を負担する。
- 4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

第6条（世話人）

協議会に世話人を置き、世話人会を構成する。

- 2 世話人は若干名とし、会員の中で互選する。
- 3 世話人の互選により、世話人代表1名を選任する。

第7条（世話人の職務）

世話人代表は、協議会を代表し、業務を統括する。

- 2 世話人は、協議会の目的を円滑に進めるため、必要な業務を企画し執行する。

第8条（事務局）

協議会に事務局を置き、協議会の庶務を担当する。

- 2 事務局は、一般社団法人つながる地域づくり研究所とする。

第9条（特別会計事業）

任意の会員による特別会計事業として、東京都内への拠点設置（生涯活躍ポータル「カラフル」）と、それに伴う情報発信、イベント開催等を行う。

- 2 特別会計事業については、協議会内で会計の区分経理を行う。
- 3 特別会計事業の内容や、関連する規則等については、関係する会員間で別途定める。

第10条（その他）

この規約に定めのない事項等については、会員の協議によって決めるものとする。

附則

- 1 この規約は、平成30年10月25日から適用する。

附則（一部改正）

- 1 この規約は、平成31年4月25日から適用する。